

誤飲・誤嚥防止のための、「3才」前後の玩具における適切な対象年齢表示を推進するための指針（ガイドライン）

平成30年5月30日

1. 内外の玩具安全規格は、誤飲・誤嚥、縊首などによる窒息のリスクに関して、「3才未満」の子供を対象とする玩具に対して、小部品・小球等の使用を制限するなど各段の安全措置を講じている。

なお、「3才以上」の子供を対象とする玩具については、誤飲・誤嚥等のリスクを有する小部品・小球等の使用が認められている。

このように玩具安全規格では3才の誕生日を跨いで安全措置が大きく異なることから、3才前後の年齢層の子供を対象とする玩具に関して、適切な対象年齢を設定することの重要性が意識されてきた。

欧州では、2002年に、「3才未満」「3才以上」の区分けに焦点を当てた対象年齢ガイドライン（CEN CR14379）等が作成されている。

また、米国では「玩具の小部品規制」（16CFR1501.2(b)、玩具安全規格 ASTM F963 Annex (付録) A1）において、対象年齢「3才未満」に関する事項が言及されている。

（注）ASTM F963 Annex A1は、対象年齢設定における安全の考慮として、先ず最初に考慮すべき点は、（特に3才未満の子供に対する）「小部品」に関連する窒息のハザードであるとしている。

なお、個々の玩具の対象年齢については、専門家の間でも合意を形成することが難しく、これら対象年齢の決定に係る文書は、ざっくりしたガイドライン（broad guideline）、非拘束文書（non-binding document）などと位置付けられている。

2. 玩具の対象年齢を包括的・網羅的に定めたガイドラインとして、米国 CPSC の対象年齢ガイドライン（2002年）があるものの、国際的に合意された包括的・網羅的な対象年齢ガイドラインはまだ作成されていない。

3. なお、2016年に、ISO TC181（玩具安全規格担当の技術委員会）で、技術文書（Technical report）として ISO/TR 8124-8:2016（使用開始最低年齢のガイドライン）が作成された。

これは、玩具の対象年齢について、包括的・網羅的なガイドラインを作成するまでには、相場観が国際的に醸成されていないことから、「使用開始の最低年齢のガイドライン」という限定した切り口で、国際的なコンセンサスへの歩みを一歩進めたものと言える。

4. このように、玩具の対象年齢に関して、国際的にもコンセンサスが形成されていない状況にあるが、3才未満の子供の誤飲・誤嚥防止の重要性に鑑み、ST 基準・ST マーク制度において、「3才」前後の玩具における適切な対象年齢表示を推進するための指針（ガイドライン）を作成し、可能な限りの取組を進めることとする。

この指針（ガイドライン）は、主として、① 個々の玩具に「適切な対象年齢」を設定するために必要な「参考情報」及び「考慮事項」を示すとともに、② ST マーク付玩具での対象年齢の妥当性を審議・判定する手順（プロセス）を定めることを意図している。

この指針の利用者として、玩具製造業者・ST マーク制度の使用者・関係機関を想定している。

記

1. 対象年齢設定の考え方

玩具は子供の「能力（身体能力・精神能力）」と「遊びのニーズ」に合致したものでなければならない。

自分の能力以上の技量を必要とする場合、子供はその玩具でうまく遊べず、苛立ちを覚える。

また、自分の能力からは簡単過ぎたり、面白くない玩具は、子供はその玩具で遊ぶことに飽きてしまい、意図しない方法でその玩具を使用する可能性がある。それは潜在的な安全の課題を呈する可能性がある。

すなわち、玩具の対象年齢は、子供の「能力」と「遊びのニーズ」を踏まえて設定されるべきものである。

そして、対象年齢に対応して、それぞれの年齢層に求められる安全措置（玩具安全基準の要求事項）が玩具に施されるべきである。

2. 適切な対象年齢を設定するための参考情報

適切な対象年齢を設定する上で、次の参考情報が有用と考えられる。

なお、下記の情報は、重要性の順に並べているものではない。対象年齢の検討にあつては、全ての事項が考慮に入れられるべきである。

(1) 「玩具使用開始最低年齢のガイドライン」（ST ISO/TR 8124-8:2016）

同ガイドラインは、商品群に係る対象年齢として参考となる。

その上で、ピースの数、寸法、詳細さの水準、実物性、特定の玩具の特定の機能などを考慮に入れて、個別の玩具の対象年齢を検討する。

また、同ガイドラインの「2～3才の子供の能力」「3～4才の子供の能力」は、子供の能力の参考として有用である。

- (2) その玩具の過去の歴史・経験
- (3) 市場での類似商品の対象年齢（類似商品の対象年齢が合理的な場合）。なお、海外市場の類似商品との比較も参考になる。
- (4) 小児科医・児童心理学者などの専門的知見、子供の身体等の計測データ。子供による玩具使用テストの観察結果。
- (5) これまで内外で提示されてきた、対象年齢決定に関する指標（メルクマール）など
 - ① ラベルや説明書等において製造業者が示した意図（それが合理的なものである場合）
 - ② その商品の広告、販促、マーケティングの対象層
 - ③ その玩具が「3才未満」「3才以上」の子供が使用することを意図していると一般に認識されていること。
 - ④ その玩具の機能・寸法・特徴から、その玩具が「3才未満」「3才以上」の子供が使用することを意図していると保護者や監督者が合理的に推測可能であること。

3. 対象年齢を設定するにあたって考慮すべき事項

- ① 対象年齢の判別が難しい製品（対象年齢がグレーゾーンの製品）

商品によっては、対象年齢を「3才未満」（例えば「2才以上」）とするか「3才以上」とするか明確に判定することが難しいケースも予想される。

そのようなケースについては、対象年齢を「3才以上」に設定することが適切な場合であっても、小部品・小球のリスクに対して、小部品に穴を開けるなどの措置を自発的に講じることが望ましい。
- ② 対象年齢表示「3才以上」を付している玩具

対象年齢表示が「3才以上」（ケースによっては「4才以上」）の文言の玩具については、その玩具に小部品・小球のリスクが存在するときは、特に当該「3才以上」という対象年齢設定の妥当性について吟味することが必要である。
- ③ キャラクター玩具の対象年齢

アニメ番組などの人気キャラクターを使って、その視聴者層をターゲットに玩具の商品展開が行われるケースが多い。

これら玩具は、そこに使用されるキャラクターに着目して購入されることが多いことから、遊びの内容からは比較的高い対象年齢設定を行うことが合理的な場合であっても、視聴者層の子供に必要な安全対策を施すか、又は、対象年齢に満たない子供には危険であることを購入者（保護者など）に明示的に知らせることが望ましい。
- ④ 玩具に小部品・小球が使用され、したがって3才未満の子供に誤飲・誤嚥の危険があるということを理由に、対象年齢を「3才以上」に設定することは適当ではない。

⑤ 対象年齢「3才以上」の玩具について、小部品・小球があるときは、「3才未満の子供には不適切である」旨の警告を表示することになっている。この警告表示は、その対象年齢が適切なものであったとして、敢えて玩具に警告を表示することを求めるものであり、不適切な対象年齢表示を正当化するものではない。

⑥ 小さな子供は、年長の兄姉が使い遊ぶものには、何にでも関心を示す。例えば、姉（3才以上）が遊んでいる人形に小さい妹が関心を示すことが多いが、「関心を示す」と「遊ぶ」ことは、一応区別して考える必要がある。

（「関心を示す」を指標（メルクマール）にすると、多くの玩具が「3才未満」対象のものになってしまう。一方、「関心を示す」と「遊ぶ」ことを明確に区別することが難しいケースも予想される。）

2. ST マーク付玩具における対象年齢の妥当性を審議・判定する手順（プロセス）

ST マーク使用許諾申請（ST 検査申請）のあった玩具に関して、その対象年齢の妥当性について疑義があるときは、ST 基準判定会議において判断を行うものとする。

事案によっては、ST 基準判定会議は、対象年齢の妥当性を理由として、ST マークを付与しない旨を決定することができるものとする。

（参考）海外の対象年齢関係のガイドライン等

ISO (TC181)

ISO/TR 8124-8:2016 Age Determination Guidelines

米国

1. 16 CFR Section 1501.2(b) 小部品規制
2. ASTM F963 Annex (付録) A1 Age Grading Guidelines
3. CPSC: Age Determination Guidelines:
Relating Children's Ages to Toy Characteristics and Play Behavior
(2002年)

EU

1. CEN CR14379 (2002) Classification of Toys - Guidelines
2. EU 委員会
(旧) 玩具安全指令 (88/378/EEC) の適用のためのガイダンス文書 No. 11
(2009年6月4日 最終版)
3. CEN ISO /TR8124-8:2016